

# 共同報告書別表 日本側要望事項一覧

(和文仮訳)

2018年10月29日

● 物品・サービス税（GST）およびE-Way Billの導入

- 2017年7月に行われた州毎に異なる15種類以上の間接税を統一するGSTの導入により、税制が簡素化され、ビジネスコスト・時間の大幅な削減が可能となった。加えて、実態に合ったGST税率の改訂や手続きの簡素化なども進められている。
- 一方、3種類のGST（中央GST、州GST、統合GST）が存在することで州ごとに税務登録が必要となっている点や、申告手続きをインボイスごとに実施しなければならない点、GSTの申告においては支払側と受取側の両者から登録が必要であり、それぞれGSTNポータル上でリンクする必要がある点（リコンシレーション義務）などの課題があり、3種類のGSTの統一、申告手続きを期間ごとにまとめる等の更なる簡素化、迅速な還付処理の徹底を求める。
- また、空港ラウンジ使用料や超過手荷物料金など、GSTの対象となる航空券の関連費用がインド国外で徴収された場合、課税関係が不明確であり混乱をきたすケースがある。このような事例をはじめとして、GSTに規定されていない国際取引に関する更なる制度整備を求める。併せて、電気自動車（EV）に低税率（12%）が定められた一方で、ハイブリット車（HV）には高級車と同等の高税率（43%）が適用されたことにより、HVの普及低迷が懸念される。また、デジタルカメラには28%の税率が課せられている一方、スマートフォンの税率は12%、他のIT機器は18%であるなどデジタルカメラは他と比較して突出して税率が高く、デジタルインドに即した合理的な税率設定が求められる。結婚式等でプロフォトグラファーが手にする高級機が目につくことでカメラは高級品というイメージがあるものの、需要の80%は普及機である。高税率はカメラ全体のマーケットの拡大を阻害しており、28%から18%への変更を求める。
- 政府がGST導入と同時に導入した電子運送証明書であるE-Way Billは、従来まで州境で必要になっていた移動物品のチェックの大幅な簡素化を可能にし、インド国内での物流コストの効率化が期待される。
- 一方、州境における導入以前と変わらない運用やポータルの不作動、記入様式の不備等の是正、輸送車両の番号登録や有効期限等の管理の簡素化・適正化を求める。

- 日印原子力協定の発効

- 原子力の平和的利用における協力を可能とする日印原子力協定が、2016年11月に署名、2017年7月に発効した。本協定の実現により、日本から原子炉容器等の原子力関連資機材や関連技術の移転が可能となることで、日印協力による新規の原子力発電施設建設の実現につながるものと期待する。
- 一方、インドは2016年に電力事業者への責任集中を規定した「原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）」を批准していることから、メーカーにも一定の賠償責任を盛り込んだ原子力損害賠償法の改正が速やかに行われ、同条約と国内法との整合が図られることを期待する。

- 破産・倒産法およびNCLT（会社法法廷）の成立

- 2016年に新たに成立した破産・倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）の施行および2017年の改正布告、倒産手続を実施する専門機関である会社法法廷（The National Company Law Tribunal ; NCLT）での破産清算審査手続きによって、財務的に事業継続が困難な企業の市場からの退出によって市場全体の健全化が進んでおり、引き続き不良債権問題の解決や同問題に起因する金融機関の連鎖破綻の回避等が進展することが期待される。

- 日印社会保障協定の発効に伴う被用者積立基金（EPF）の還付

- 2016年10月の日印社会保障協定の発効に伴い、社会保険料の二重負担の解消によるコスト削減が実現するとともに、2017年9月には修正条項が発布され、支払い済み社会保険料の還付を受けることが可能となった。
- 一方、担当係官レベルにおいて還付手続きを熟知しておらず還付手続きが進まない場合もあるため、当局ホームページ等による案内を通じた制度の周知を求める。

- 到着時ビザ制度の導入

- 2017年4月より、入国目的がビジネスや観光、医療等、滞在日数が60日以内等の条件を満たす日本人に対して、到着時ビザ（Visa On Arrival ; VOA）の発給が適用され、

緊急のインド訪問への対応などの利便性の向上が期待される。

- 一方、ビザ発給カウンターに担当係官が不在にしている場合や、発給手続に長時間を要する場合などがあり、新制度の着実かつ安定した実施を求める。

- 外国人登録（FRR0）手続きの電子化

- 2018年2月より、外国人がインドに180日以上滞在する場合に入国後14日以内の申請を必要とする外国人登録（FRR0）に関し、e-FRR0と呼ばれるオンライン申請方法が導入された。以前は直接FRR0に出頭する必要があり、申請手続きが煩雑かつ不透明で登録証発行までに長期間を要したが、e-FRR0の導入によって手続きの簡素化および登録証発行までの期間短縮に繋がると期待され、着実な実施を求める。

- Aadhaarプロジェクトの導入および運用

- Aadhaar番号は、2016年3月に成立したAadhaar Act 2016の下に、インド中央政府が全てのインド国民個人に発行する12桁の固有番号で、インド国内の取引について統一かつ唯一の身分証明として、銀行等の金融機関や携帯電話会社なども利用できるものである。2010年にAadhaarの登録を開始して以来、現在の登録者数は10億人を超えており、2017年12月現在では、ほぼ全ての国民がAadhaar番号を取得している状態である。Aadhaarが本格導入されたことにより、銀行口座開設や携帯電話などの申込手続きが容易になった。
- 一方、2017年5月12日にインド政府より外国人は取得の必要がないとの公表がなされていたが、わが国在外公館より、銀行口座凍結等回避のために日本人も各自で登録するようにとの指摘を受けた企業があったことから、両国政府関係機関間の緊密な連携を求める。

- 知的財産権の適切な保護および国際整合性の確保

- 特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）は、各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続きで早期審査が受けられ

るようにする枠組みであり、アジアでは、わが国と中国、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等との間で制度化されている。

- 2018年8月22日に日本国特許庁とインド商工省産業政策・振興局は第2回日印知的財産評価会合を実施し、その後両庁間の一連の調整を経て、日印特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を2019年度第一四半期に開始することに大筋合意した。インドの間でも特許審査ハイウェイ制度が導入されれば、高い特許査定率、一次審査までの期間の短縮、全体的なコスト削減という効果が見込まれる。
- また、出願してから特許付与に至るまでに、外国出願に関する情報の提供を審査官に要求されるケースがある。その際、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、日本の特許庁（JPO）については、ドシエシステムの利用によって審査官自身によって情報が入手可能であるほか、提供を必要な国が不明瞭である場合もある。加えて、古い商標出願案件の中には、現地代理人から審査完了の報告を受けているにも関わらず5年以上登録証が未発行である案件が存在する。こうした問題が、特許審査ハイウェイの適切な実施により解決されることを期待する。
- 一方、インドにおいては特許された発明には実施義務があり、特許付与後にその実施状況を毎年特許庁に報告することが定められている。インド独自の制度であるほか、特許権者に対して作業負荷が非常に大きく、制度の改善を求める。

● 土地収用法の改正

- 政府または政府系公社や民間企業による公共目的の開発に係る収用に関する土地収用法の改正法（2014年1月に施行）では、社会的影響評価手続き（公聴会等）など新たな制度が導入されるとともに、PPP等民間関連案件では、70～80%の地権者の同意取得が求められている（純粹政府開発案件では不要）。これらの手続きの過程において、施工現場周辺住民による環境悪化に対する反対運動等により全体工程に遅延が発生するケースがあり、公共案件における日程の遵守に向けて、土地収用や各種手続きが入念に行なわれることを求める。
- また、改正土地収用法では従前の市場価格＋見舞金30%だった補償金が、農村部では市場価格の2～4倍に変更され、改正前に分譲された土地でも、工業団地全体の収用が終わっていない場合は改正法が適用されるとして、分譲時提示された価格と比較して最終的に30%から40%の差額を州政府より要求されるケースがある。入居済の工業団地については差額要求の撤廃・差額の最小化やリース金額の確定を求める。
- インドにおける土地収用の円滑化や土地取得問題の解決に向け、土地収用法改正案の早期成立、不動産登記制度の確立を求める。

● 税制の整理・合理化、国際整合性の確保

- 配当分配税（DDT）は、インド法人が配当を決議した際に同税に基づき約20%が課税されるインド特有の税制であり、配当源泉税への変更および実効税率の低減を求める。
- ブラックマネー課税法（国外所得および国外資産の開示と課税について規定する法律）では、駐在員に対しても国外の口座情報の詳細な開示が求められており、法の趣旨に鑑み、海外に資産をもつインド国籍者のみを本法の対象とし、外国人（駐在員等）に対しての適用を免除することを求める。
- 日本法人がインド法人からロイヤリティー等を受け取る際に、日本法人がインドにおいて外国法人としての申告書提出義務を負い、毎年税務調査を受けることから、事務負担が大きく改善を求める。

- 日本法人がインド法人からロイヤリティーを受け取る際に日印租税条約を適用した場合、源泉徴収税率が20%～35%から10%に軽減されるが、インド所得税局からの納税者番号（PAN：Permanent Account Number）の取得が前提条件となっており、手続きの簡素化を求める。
- 上記に加え、2016年度以降、インドでの申告書提出義務を負う法人は、居住者・非居住者を問わず全てマスターファイル（MF、日本でいう事業概況報告事項）を提出することが定められた。インド独自で記載が必要な項目もあり、OECDが定めるBEPS行動計画13「多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化）」にもそぐわないため、改善を求めるとともに、インド国内に恒久的施設等を持たない非居住者の申告義務の免除を求める。
- 日本の所得税法では日本企業から非居住者へのサービス料の支払いに対する源泉課税は不要であるものの、日印租税条約では日本からインドへの技術サービス料の支払いについては10%の源泉課税が発生するという規定があり、日印租税条約が優先される。源泉徴収の手続きが煩雑かつ時間を要するため、日印租税条約の改定を通じた技術サービス料に対する10%の源泉課税の廃止を求める。
- インド所得税法及び日印租税条約に基づき、非居住者の恒久的施設帰属所得に対する源泉徴収税（TDS）は40%の高税率（課徴金・健康教育目的税を足すと最大43.68%）となっている。利益でなく売上に対する源泉徴収となっており、法人所得税申告後に一定額の還付が見込まれるものの、支出負担が大きく廃止を求める。
- 株式売却価格について、売買当事者同士で純資産簿価や、DCFなどに基づいて合意した場合にも、当該取引に関する税金計算に当たっては、当該被売却会社が土地/建物など一定の固定資産を保有している場合、税法で定められた方法による時価評価を加味して、売却益に対する税金を払う必要がある。規定の方法により時価評価を行った土地や建物の価格が、実際の土地や建物の価格からかけ離れており、ほぼ全ての場合で実際の売買価格をはるかに上回る税法上の売買金額で算出された売却益に対する課税が行われ、税負担が大きくなっており、是正を求める。
- 上記の税法上の株式売却価格規制にかかわらず、外資企業が合併パートナーのインド企業に合併会社の株式の売却する際、売却価格はインド準備銀行（RBI）のガイドラ

インに沿った「公正価値」以下でなければならないとされている。同様に、外資企業がインド企業から、株式を購入するときは、「公正価値」以上の価格であるものとされている。当事者間で売却価格を契約で取り決めた場合でも、その価格が上記「公正価値」を上回れば、契約上の取り決めにかかわらず、外資企業は公正価値以下でしか売却できない。外資企業の立場に立てば、当事者間で事前合意をした価格を下回る可能性のある「公正価値」でしか、株式を売却できず、投資回収時の採算管理に不確定要素があり、外資企業進出に際しての大きな障害となっており、是正を求める。

- 自動車を除く消費財の完成品輸入は、最大小売価格 (Maximum Retail Price) 表示ラベルに基づき関税の算出が行われている。表示ラベル貼付制度の廃止などにより、輸入価格を元に関税の算出が行われることを求める。また、表示ラベルの貼り付けについて、通関後にインド国内で行うことが制度上AEO事業認定者に認められたが、実際は通関後のラベル貼り付けを行う申請を行っても認められない運用となっており、是正を求める。
- 2017年7月1日付けのインド国内における完成品の製造奨励を目的とする官報によって、WTO情報技術協定 (ITA: Information Technology Agreement) の無税対象品目であるにもかかわらず、コンパクトフォトプリンター、インクカートリッジをはじめとする特定の電子機器・IT機器の関税が無税から10%に引き上げられた。国際約束を遵守した関税率の確実な運用を求める。
- 大規模プロジェクト等を複数の企業がコンソーシアムを組み遂行する場合、一定の共通目的のために協力する複数の者によって構成される一つの独立した課税事業体であるAOP (Association of Persons) はインド国外の取引を含めて一体課税の対象と判断される可能性があり、外国企業がコンソーシアムを組みインド事業に参画する上での課題となっていることから廃止を求める。
- 税制全般に関し、制度・運用に不透明な点が多いほか、税務担当官によって法令解釈が異なる場合や事前告知のないままに税率が急変する場合がある。曖昧な定義の明確化を通じた法令解釈の統一、より具体的な事例に焦点を当てた公式ガイドライン等の制定、告知から実施までの期間の確保、増税を決定する前のパブリックコメント (政省令等の案を事前に公表し、広く国民から意見を募集する制度) の実施等により、税



制の公正・透明性、予見可能性、安定性の向上を求める。

- サービス税の還付金の返還要求や、税務当局からの否認通知に対する不服申し立て等への応答、更にはその後の裁判手続きに時間を要する場合があります、迅速な判断による還付を求める。

- インド税当局が要求するマスターファイルの要求内容の見直し

- 近年顕在化している、多国籍企業による国境を越えた節税対策に対応するため、OECD租税委員会は、2012年6月より「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に関するプロジェクトを立ち上げ、2013年7月には「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画はG20財務大臣・中央銀行総裁会議(2013年7月)に提出され、G20諸国から支持を得るとともに、行動計画の実施にあたってはOECD非加盟のG20メンバー8か国(中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ)がOECD加盟国と同様に意見を述べ意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD/G20 BEPSプロジェクト」を設けられている。
- わが国では、BEPS行動計画に沿った税制改正作業が行われており、インドにおいても2017年10月31日にマスターファイル(MF)の内容に関する最終規則が公表された。
- インドにおけるMFでは、グループ全社の社名・住所等の詳細情報の提出が要求されているが、これらの情報はCBCR(国別報告書)に記載しており、MFの一部として重ねて要求することは不合理である。また、郵便番号等のCBCRに記載のない事項については追加の情報収集が必要となり、事務負担は過重である。
- また、提出を要求されている、連結売上高・総資産・利益のいずれかの少なくとも10%以上を占めるグループ会社の機能、資産およびリスク分析に関する情報は、グループ会社の主たる事業分類毎(生産、販売、研究開発等)にMFの文章中で記載済みであるため、10%以上を占めるグループ会社ごとの再度の記載の廃止を求める。同時に、これらの情報は通常グループ各社が知り得ない機密情報であるため、インド子会社からインド税務当局以外の第三者等に情報漏洩するリスクを強く懸念しており、機密保持の観点から改正を求める。
- 上記はOECD/G20で国際合意したBEPS最終報告書の求める勧告の趣旨に沿わないと考え

られる。また、インドにおけるMFでは、多数の項目をCSV様式で提出する必要があり、また企業グループの規模にかかわらず字数制限が設けられていることから、インド独自の規定を満たすための形式変換や文章の新規作成等、業務負担が非常に大きくなっている。

- このような過重な要求がインドに留まらず、他国の税務当局へ波及することを特に懸念しており、OECD/G20 BEPSプロジェクトで合意した事項の着実な履行に向け、MFの見直しを求める。

- 労働法統合の着実な推進

- 現行のインドの労働関連法は、州ごとに複数存在することに加え、最低賃金、雇用契約等の同じ項目につき複数の法律がそれぞれ別に定義しているため、内容に矛盾が生じることがあり不鮮明である。また、現在は州ごとおよび労働関連法ごとに毎月、人事（年金、社会保障）関連の報告フォームを提出する必要がある。
- 州により、店舗施設法（Shops and Establishment Act）で定められた年次有給休暇・労働時間等のルールが異なるため、州を跨いで企業経営を行う場合、労働条件の決定・運用が難しい。
- インド政府は現在44ある労働関連法を4つの法典に集約する方針であり、労働雇用省は現在の雇用者積立基金法（EPF）、労災保険制度法（ESI）法、退職金支払法、出産手当法、雇用者補償法などを統合する「社会保障および福祉に関する労働法典（Labour Code on Social Security and Welfare）」の草案を発表した。統一された労働法典が施行されれば、作業の簡略化、弁護士等への確認にかかるコストの削減が期待できるが、現在は一部のドラフトが発表されたのみであり、労働法の統合の着実な推進を求める。

- 2013年会社法の施行規則の1つである2014年会社（取締役の選任及び資格）規則に基づく取締役の提出情報

- 非居住者取締役を含む全てのインド企業の取締役は、オンライン申告書フォームを用いて各取締役に関する情報を登録することを義務付けられているが、提出を要求され

ている情報が非常に多岐に渡り、かつ内容に重複があり、手続きが煩雑である。

- データの自由な流通の確保

- データの自由な流通は、デジタルイノベーションの促進にとって不可欠である。7月にインド政府の専門委員会を通過した個人データ保護法案は、データの自由な流通を制限し、イノベーション及び経済成長を阻むことになりかねないことを強く危惧している。データローカリゼーションは開かれたインターネットと相反するものであり、データの自由な流通が情報へのアクセスを可能にすることで、デジタルディバイドの回避に繋がる。また、グローバルに展開されるデータセンターを通じたクラウドコンピューティングにより、企業（特にスタートアップ及び中小企業）が低コストで最新のテクノロジーを利用できるようになる。
- データの流通確保の重要性を認識し、プライバシー・個人データ保護のための国際的な取り組みに沿いつつ、データの自由な流通を確保する施策を採用することを求める。

- インフラ整備の促進ならびに入札制度の改革

- 輸送インフラの整備不足や都市圏における交通渋滞対策が不十分なことから、輸送遅延、誤送、運送時の品質劣化などの懸念がある。幹線道路、高速道路、都市部の環状道路の整備等の基盤輸送インフラの整備とともに、交通マナー啓蒙及び取り締まり強化等の取り組みの強化を求める。
- 外国企業のインフラ事業参入を拡大すべく、新規設備投資価格だけでなく、ライフサイクル・コストから見た経済性等や技術を適切に評価する総合評価落札制度の導入・拡充を求める。また、PPPにおける政府保証の付与、政府による土地収用の責任負担等の官民のリスク・役割分担の合理化・適正化や、一社入札の是認、プロジェクト全体を通じた一括入札の実施等を求める。
- 円借款によるインフラプロジェクト等に関して、同プロジェクトに従事する日本企業の法人所得税、個人所得税の免税措置に関する規定が交換公文に確実に盛り込まれるよう要望する。
- コンソーシアムを形成したプロジェクトの遂行中に、コンソーシアム構成企業が業

務・債務不履行を起こした場合、SOW（作業範囲記述書）での分担に関らず、コンソーシアムを構成する全ての企業に連帯責任として金銭面等でのペナルティー等を課す連帯責任条項の存在により、入札参加を断念せざるを得ないケースがあり、改善を求める。

● 法令・制度の明確化および安定した運用、行政手続きの簡素・迅速化および公正・透明性、予見可能性の確保

- 法律制定・改正において、立法趣旨の明確化、実態に合った制度設計、明確な用語の定義、およびその周知を求める。また、法改正の場合に改正部分のみが公布されるケースがあり、統一的に改正全文および新旧対照表を公布することを求める。
- 全ての法律および下位規則を横断的に検索できる仕組み（ホームページ上での法令検索システムなど）の整備により、各法律と下位規則、通達の関係と効力の明確化を求める。
- 行政手続きに関する一般法として、申請に対する処分（審査基準や標準処理期間の設定・公表、拒否処分の際の理由開示等）、不利益処分（処分基準の設定・公表、聴聞等の事前手続き等）、届出（到達主義原則による効力発生等）、パブリックコメントなどを内容とする「行政手続法」を国および各州で制定することを求める。
- 書面による煩雑な手続きの簡素化および、頻繁かつ突然の制度変更が行われることのないよう、制度の安定した運用を求める。
- 許認可申請の電子化が進みつつある点は評価するものの、混乱をきたすことのないようにシステム設計の完成度を高めた上での施行を求める。
  - 書面での禁止項目の公表がないままに運用開始したマハラシュトラ州におけるプラスチック禁止条例をはじめとして、法令や制度が直前で急変し、施行までに十分な期間が設けられないケースが多い。
  - 税関において、ハンドキャリーをした商品に対して正規インボイスを作成し通関申請を行うも、税関職員によって対応が異なるなど、通関手続きの運用が不安定である。
  - 会社設立時に、企業登記局（ROC）への申請とは別に、州政府へ店舗施設法

(Shops and Establishment Act) 上の登録申請の必要がある。被雇用者の労働条件が定められている店舗施設法では、複数の税登録番号（納税者番号 (PAN)、源泉徴収番号 (TAN)）の取得やGSTの登録を定められているが、インドでは州によって店舗施設法の詳細な内容が異なる。登録申請にかかる事務負担が大きく、手続きの簡素化を求める。

- インド企業への過半数の出資による企業支配権の移動は、州政府の承認が必要とされているが、承認を得るための手続きを示したガイドラインが制定されていない州があり、州政府の明確な回答、アクションがない場合もある。
- 土地リース契約の承認を州政府に申請しても、長期にわたり承認待ちとなるケースがある。
- 強制規格の更新や追加等の規制改正を行う場合、申請者に十分な準備期間が与えられず、経過期間の中で試験所認定、テストレポートフォーム、申請システム等の試験・登録環境が整えられない。
- 最大小売価格 (Maximum Retail Price) 表示ラベルの表記について、規制の変更に伴い、軽微な記載方法や表記サイズの変更（個数単位N→Nos、表記サイズ4mm→3mm）でも、新規性に適合しないために流通が差し止められる。適切な必要情報が記載されている場合には、表記方法等の柔軟化や、最低でも半年間の十分な移行準備期間の確保を求める。
- 無線通信機能搭載製品の輸入通関には、通信省のWIRELESS PLANNING & COORDINATION (WPC) Wing発行の認可ETA (Equipment Type Approval) が必要であるが、法律上はETAのみを通関に必要とする品目についても、追加の輸入ライセンス (Advance Import License) を要求されることがある。政府内でも矛盾した内容の通達があり、税関ごとに対応が異なり、統一されていない。
- インドで製造された製品に欠陥があった際、欠陥分析のためにインドから製造元である日本へ再輸出が可能となるまでに、他国と比較して税関での輸出手続きに要する日数が長い。製品を有償で製造元が買い取る場合には2～3週間、無償で引き取る場合には3～6ヶ月を要するが、他国での主要日数は1週間程度である。税関の輸出手続きの簡略化・迅速化を求める。

- 行政契約等の透明性・履行確保

- 政府公共入札において受注をしたものの、政府関係者への政治的働き掛け等によって案件が中止となってしまうケースがある。不透明なやり取りや不正の防止の徹底を通じた透明性の確保を求める。
- 州政府や国営企業が関与するプロジェクトにおいて、工事代金未払問題や追加費用問題が未解決のものがある。これらは、外国企業にインドにおける事業の不確実性を懸念させる深刻な事態であり、早期解決を望む。
- インドでは、電力自由化が進んでおらず、電力公社が独占的な供給体である優位な立場を利用して、高圧電力利用者に電力会社側の受配電設備やその設置に必要な土地を購入させて、これらを設置完了後に電力会社へ強制的に寄付するように求められるケースがある。また、これらを供給契約の条件として事後的に付加される場合もある。最終的に電力公社資産となるのであれば、電力公社にて設置後、費用として処理すべきである。
- 電力供給に関する価格制度は、固定部分と使用比例部分で構成されるが、固定部分の比率が高く、また、一度契約すると一定期間（例えば2年）は変更が不可能なため、一度契約を行うと、使用していなくても最低85%分の固定部分料金を支払う必要があり、特に生産立上期など電力使用量が一定でない利用者にとっては使い勝手が悪い。比例部分の割合の増加に加え、契約変更が不可能な期間の短縮を求める。
- 用水においては配管径によって最低金額が決められており、使用量が半減しても金額は半減しない。排水においては、排水量ではなく用水使用量によって課金されるため、環境対策で排水削減等を実施しても金額的な恩恵が得られない。使用量の減少が支払減に繋がるような料金体系への改善を求める。

- 工業規格・基準の合理化

- 現在インドでは、一部の電子製品のみ検査データ（CBレポート：IEC規格に基づいて行われた電気機器の安全性試験結果を記した適合性証明書）が活用されているが、テレビ、プロジェクター、スマートフォン、二次電池など、インド機器登録規制における強制登録制度（Compulsory Registration Order）対象製品は、インド国内の指定

試験機関での実機検査が必要とされ、他国と比べ審査・試験に長時間を要している。国際相互承認スキームであるIECEE-CB制度（IEC System of Conformity Assessment Schemes for Electrotechnical Equipment and Components）の参加国として、強制登録制度対象製品についてもCBレポートの活用を認めるべきである。また、当局による試験機関の監査により、指定試験機関が突然業務を停止し、試験中の製品に影響をあたえることがある。試験中の製品については試験の継続を可能とするなど柔軟な対応を求める。さらに、製品規格の更新の際に、既に承認済みの既存機種にまで遡り、新たな認証が求められており、膨大な承認取り直しが必要とされ改善を求める。

- 強制登録制度（Compulsory Registration Order）以外の規制においても、インド政府は、技術規定を遵守しているか判定する試験所をインド国内かつ政府指定の試験所に限定する場合があるが、ISO17025（国際標準化機構によって策定された、試験及び校正を行う試験所の能力に関する一般要求事項の国際標準規格）で認可されている製造事業者の試験所をはじめとする国際基準で認可された試験所であれば地域・設置機関を問わず認めることを求める。
- 機器登録規制では、製品の登録は生産工場単位で実施されることが求められているが、同じ製品であっても、生産工場毎の製品登録が義務付けられており、現地での試験や市場監査の費用は、製造者の負荷となっている。他国と同様に、製造者またはブランドオーナー単位での登録の実施を求める。
- また、機器登録規制においては、製品の登録完了とともに、発売前の新製品情報が当局のホームページで公開されるため、一定期間は公開されないことを求める。
- 上記に加えて、中古品も対象であるにもかかわらず、安全性が未確認の未登録品がインド国内に流入している。安全性等を鑑み、適切な規制の適用を求める。
- 最大小売価格（Maximum Retail Price）表示ラベル等における製品の電気安全、環境、価格表示等の規制が強化され、違法品の発見が容易になったにもかかわらず、規制開始後も違法品の取り締まりが適切に行われていない。違法品から消費者を保護できるよう、悪質な違反の監視、厳しい取り締まりを求める。

- 廃棄物規制の合理化

- Plastic Waste Management規制では、電気・電子機器の包装材として使用するプラスチック材に、事前登録及び登録番号の表記が求められている。電気・電子機器の包装材にも医薬品等に接触するプラスチックに対する染料・顔料の基準が採用され、包装材への適用が困難である。また、厚さ50 $\mu$ m未満の包装材の禁止、多層構造の包装が禁止などの要求が課されている。総合的な環境負荷等を考慮した現実的・合理的な内容への修正を求める。
- 上記に加えて、各州にプラスチック包装材規制が存在し、独自に運用しているため混乱が生じている。連邦法であるプラスチック廃棄物規制および各州法の適用範囲および要求事項について整合を取り、現実的・合理的に統一して運用することを求める。
- 2017年5月から、E-Waste Management規制により、一部の電気・電子機器は、過去に販売した製品を最終的には70%回収することが義務化されたが、回収のための体制が整備されていない。必要に応じ業者と契約するように要求されているが、高額な回収費は全てメーカー負担となっている。自治体が回収・リサイクルを行い、メーカーが費用を負担するというヨーロッパにおける手法や、購入時にユーザーがリサイクルコストを支払う日本における手法等を参考に、効率的な体制の整備を求める。

- 自由な送金

- 売上金の海外送金に当たっては、インド中央銀行（RBI）によって国内決算書の提出が義務付けられている。支店形態で営業している会社に対して、国内決算書作成義務の免除と本支店間での自由な送金を求める。
- インドからの送金時に「居住者証明」の発行を都度求められるが、税務署への発行依頼時に記載が求められる有効期間は依頼時日付までしか認められていないため、送金の都度「居住者証明」を税務署へ依頼・受取に行かなければならず、大きな負担となっている。送金時の「居住者証明」に関し、インドネシアやイタリアでは租税協定により納税者本人から居住者である宣誓書を提出することで、有効な居住者証明として扱われており、インドにおいても同様の方式の採用を求める。



- 金融関係の規制緩和

- 農業や零細企業などの優先貸出分野に対する貸付を強化するPriority Sector Lending (PSL規制) の下、Priority Sector Lending Certificate (PSLC) 市場が創設された。PSLC市場は取引額が拡大し情報公開も進んでいるが、手数料率の低減や、外国銀行の取引参加に向けた制度改善が求められる。また、今後、PSL規制にセクター別の目標が課される可能性を懸念している。
- インドでは、対外商業借入 (ECB) は有効な資金調達手段の一つとなっているが、2015年11月の規制改定で、インフラ関連企業向け貸出期間が長期化 (平均期間10年以上) されると共に、ノンバンク向け貸出はインドルピー建てで行うこととされた。2016年3月の規制改定により、インフラ関連企業ならびにインフラ関連ノンバンク向け貸出について、5年以上の外貨建ても認められることになったが、100%の為替リスクヘッジ条件が義務付けられている。これらの規制の見直しを求める。
- 現在インド国内にある子会社の親会社が同一である場合、インド国内子会社間での資金融通 (グループファイナンス) を行うと間接的に親会社に配当をしているとみなされ (みなし配当)、融資額に対して30%の源泉税が課される。また、インド国外親会社からインド子会社に対する資金融通の最低年数規制 (5年以上等) があり、グループ企業間の資金効率向上の阻害要因になっている。これらの制度の撤廃・緩和を求める。

- 自動車パネルの設立

- 現在、道路交通法や燃費規制、排ガス規制等の自動車関連法規には7省庁が関与しているものの、各種規制について省庁間の連携が不十分である。そのため、通達の内容の矛盾、技術的に対応不可能な準備期間での導入の指示、規制に関する政府方針の急変といった問題点があり、自動車業界で大きな混乱が生じている。
- 自動車業界の長期的視野に立った法制度を整備する下地が必要であることから、インドにおける自動車工業会と全関連省庁横断型の国内官民協議会の設立を求める。

- 科学的根拠に基づく表示
  - 2018年4月に交付された新たな食品表示規制案において、うまみ調味料に「妊婦に推奨しない」等の表示義務が追加されるなど、科学的根拠に乏しい表示義務が課され、不当な表示規制となっている項目がある。科学的根拠に基づいた正当な表示規制に是正されることを求める。
  
- 建築許可申請における柔軟な対応
  - 現在インドでは、新規工場建設時などで建築許可を取得する必要があるが、複数の州で敷地面積の1/6以上の建物面積がないと申請が受け付けられない。土地価格が上昇しているなか、雇用につながる工場誘致を推進し、土地を有効に活用したいという政府の意向は理解するものの、将来の規模拡大を見据えた土地購入を進める企業にとって、初期投資の段階で土地全体の1/6以上の建屋面積がないと建築申請を受け付けないという規定は企業活動の自由度を大きく損なうものである。長期計画を持った大型投資については、例外規定を設ける等の柔軟な対応を求める。
  
- 長期固定金利資金を提供するための基盤整備
  - 世界的に金利上昇傾向にあるなか、金利上昇リスクを抑えるために長期固定金利資金の調達を検討する企業が増加している。
  - インドでは規制により、インターバンクの金利スワップはインドの決済集中機関（CCIL）が規定した金額・期間に合致する案件がなければ取引できない。銀行間で金額・期間の決定が自由にできるよう、長期金利のスワップマーケットの改善を求める。
  - 長期資金提供を支援するため、外国銀行の支店によるインドルピー建て債券のオンショア・オフショアでの発行許容、インフラに特化した資金を調達するために発行される債券の対象業種の拡大を求める。
  
- 大気汚染対策
  - 2018年に世界保健機関が公表した大気汚染に関するデータでは、世界のワースト20都市のうち14都市がインドであるという発表がなされた。大気汚染は滞在外国人のみならず

らず当該地域住民にとっても深刻な問題であり、改善に向けた実効性のある対策を求め  
める。

以 上